

平成二十年法律第六十四号

領海等における外国船舶の航行に関する法律

目次

第二章 外国船舶の航行方法等（第三条—第八条）

第三章 雜則（第九条—第十二条）

第四章 罰則（第十二条—第十三条）

附則 第一章 総則

第一条 総則（第一条・第二条）

第二章 外国船舶の航行方法等（第三条—第八条）

第三章 雜則（第九条—第十二条）

第四章 罰則（第十二条—第十三条）

附則 第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、海に囲まれた我が国にとって海洋の安全を確保することが我が国の安全を確保する上で重要であることにかんがみ、領海等における外国船舶の航行方法、外国船舶の航行の規制に関する措置その他の必要な事項を定めることにより、領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するとともにその不審な行動を抑止し、もって領海等の安全を確保することを目的とする。（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 領海等 我が国の領海及び内水をいう。

二 新内水 我が国の内水のうち、領海及び接続水域に関する法律（昭和五十二年法律第三十号）第二条第一項に規定する直線基線により新たに我が国内水となつた部分をいう。

三 外国船舶 船舶法（明治三十一年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶以外の船舶であつて非商業的目的のみに使用される船舶であることを除く。）をいう。

四 船長等 船長又は船長に代わつて船舶を指揮する者をいう。

五 水域施設 我が国の港にある岸壁その他の船舶の係留の用に供する施設又は場所として国土交通省令で定めるものをいう。

六 係留施設 我が国の港にある岸壁その他の船舶の係留の用に供する施設又は場所として国土交通省令で定めるものをいう。

七 水域施設等 水域施設又は係留施設をい

（領海等における外国船舶の航行方法等）
（領海等における外国船舶の航行は、通過（内水においては、新内水に係るものに限る。））

又は水域施設等との往来を目的として継続的かつ迅速に行われるものでなければならない。

（外國船舶に対する立入検査）

ただし、当該停留等について荒天、海難その他の危難を避ける場合、人命、他の船舶又は航空機を救助する場合、海上衝突予防法（昭和五十二年法律第六十二号）その他の法令の規定を遵守する場合その他の国土交通省令で定めるやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（行政手続法の適用除外）

（外國船舶に対する立入検査）

における外國船舶の航行の秩序を維持するために必要があると認めるときは、当該船長等に対し、当該船舶を領海等から退去させることを命ずることができる。

（権限の委任）

（権限の委任）